

別表 1

工事の請負契約	左記の契約のうち次に掲げるものを除く。 1 規則第3条の2の規定により契約管財局長に入札に関する事務を委任された契約 2 規則第3条の2の規定により環境局長に入札に関する事務を委任された契約 3 小口支払基金からの支払い手続きによる契約 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約（ただし、再度の入札に付し落札者がいないときで、予定価格超過の入札参加者のうち最低入札金額を提示した者との随意契約に限る。） 5 はがき、切手、収入印紙、交通運賃に関する回数券等の有価証券を、販売代理店等を介さずに購入する契約 6 再販制度により価格維持されている新聞、雑誌その他の定期刊行物又は書籍若しくは視聴覚資料等を購入する契約 7 弁護士への法律相談及び訴訟の委任に係る契約 8 競争入札を行わない電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
物品の買入契約	
物品の借入契約	
工事以外の請負契約（印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約に限る。）	
業務委託契約	
危機管理監が特に定める契約	